|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　後 | 改　正　前 |
| 第一条（趣旨）  この要綱は、大阪府障害者施策推進協議会意思疎通支援部会運営要綱第**12条**の規定に基づき、大阪府障害者施策推進協議会意思疎通支援部会盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）の運営に関し必要な事項を定める。  第二条　略  第三条（組織）  　略  ２　ワーキング委員の任期は、**2年**とする。ただし、補欠のワーキング委員の任期は、前任者の残任期間とする。  第四条（ワーキンググループ座長）  **ワーキングに**ワーキンググループ座長（以下「座長」という。）**を置き、座長はワーキングを代表し、**会務を掌理する。  第五条　－　第七条　略  第八条（会議の公開）  　ワーキングは、会議の公開に関する指針（昭和60年11月26日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に規定する非公開にする理由があると**座長**が認めるときは、この限りではない。  第九条　－　第十一条　略 | 第一条（趣旨）  この要綱は、大阪府障害者施策推進協議会意思疎通支援部会運営要綱第**11条**の規定に基づき、大阪府障害者施策推進協議会意思疎通支援部会盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）の運営に関し必要な事項を定める。  第二条　略  第三条（組織）  　略  ２　ワーキング委員の任期は、**1年**とする。ただし、補欠のワーキング委員の任期は、前任者の残任期間とする。  第四条（ワーキンググループ座長）  ワーキンググループ座長（以下「座長」という。）は、会務を掌理する。  第五条　－　第七条　略  第八条（会議の公開）  　ワーキングは、会議の公開に関する指針（昭和60年11月26日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に規定する非公開にする理由があると**グループ長**が認めるときは、この限りではない。  第九条　－　第十一条　略 |

資料　１